

一般社団法人手のひらセルフケア協会 一般会員規約

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人手のひらセルフケア協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人の主たるの事務所は、愛知県名古屋市昭和区花見通一丁目96番地に置く。

(目的)

第3条 当法人は、龍村式指ヨガ 手のひらセルフケア インストラクター養成に関する活動(事業)を行うことにより、もって龍村式指ヨガ 手のひらセルフケアを普及することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、主に次の事業を実施する。

- (1) 手のひらセルフケア インストラクター養成講座
- (2) 手のひらセルフケア マスターインストラクター養成講座

(会員)

第5条 当法人の一般会員は、次の3種類とする。

- (1) 仮会員：手のひらセルフケア インストラクター養成講座の第1回目の講座を受講した時点で「仮会員」とする。その時点で本規約を適用とする。
- (2) 正会員：所定の全講座を履修し、当法人よりインストラクター認定者と認められた者に、修了証と認証IDカードを授与し、当法人「正会員」とする。

(入会手続き)

第6条 入会しようとする者は、インストラクター養成講座受講申込書と誓約書の2通を、当法人本部へ提出し、理事会の承認を得て、社員総会に提出する。

(会費)

第7条 本会会費は会員認定日より1年間を期間として年会費7000円を徴収し、毎年更新月前月末までに年会費を納める。また、申し出のない限り、自動更新とする。

(会員資格の更新)

第8条 認定証発行より2年を有効認定期間とし、期日に再度インストラクターとして適

正であるかどうかの審査の後、継続更新する。その際、適正と認められない場合は、強制的に退会の処分とする。

(退会)

第9条 会員が退会を申し出る際には、退会届を提出すると同時に、認証IDカードを当法人本部へ返却する。その際、すでに支払い済みの年会費に関しては、返金されないものとする。

1 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 年会費を納入期限までに納入しないとき。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議をもって社員総会に提案し、会員（インストラクター・マスターインストラクターのいずれにもおける）資格を強制的に取り消すものとする。

(1) 本会員規約を遵守しないとき。

(2) インストラクターとして適正を認められないとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の取り消し)

第10条 前条の2の(1)(2)に値する、主な事項は以下のとおりとする。

(1) 当法人への申請および当法人からの承認なしで、インストラクター養成講座を開講した場合。

(2) 当法人への申請および当法人からの承認なしで、インストラクター養成講座で物販行為をした場合。

(3) 当法人への申請および当法人からの承認なしで、インストラクター養成講座に関わる費用（講座申込金、会費など）以外の金銭の授受が行われた場合。

(4) 当法人への申請および当法人からの承認なしで、当法人名称を使った（部分的使用も不可）勧誘、企画提案、セミナー・講座開講、イベント開催などが行われた場合。

(5) 当法人への申請および当法人からの承認なしで、インストラクター養成講座のテキストのコピーおよび流出などが行われた場合。

(6) 当法人への申請および当法人からの承認、さらには該当する個人の承諾なしで、知り得た個人情報を出したいたかなる場合、また、インストラクターとして知り得た情報の全てを、当法人以外の他の目的（物販・宗教・政治活動等）に流用した場合もこれに該当する。

(7) 以上の内容以外にも、当法人の活動を妨害する行為や会則に違反する行為、また社会的・人道的に外れた言動が著しいと、理事会が決議したいたかなる場合にも、これに該当する。

(一時的な休会)

第11条 個人的な事由により休会を申し出る場合は期間を1年間1度として休会を受け付ける。1年以上または再度の休会についてはこれを認めず退会とみなし、IDカードの返還を義務づけるものとする。退会者は再度の講習を受けなければ会員資格を復活できない。

(合意事項)

第12条 会員との一切の訴訟については名古屋地方裁判所を専属的所轄裁判所と定める。